

一般社団法人 日本口腔ケア学会認定施設

日本口腔ケア学会の認定施設は「口腔ケア認定施設」、「口腔ケアチーム」、「口腔ケアセンター」の3分類があり、下記の基準をみたして所定の申請を行い、審査を受け審査で適格と認められた場合、認定を受けた日より5年間にわたり認定施設として認める。認定施設はホームページ、学会雑誌等で公表する。認定施設は5年ごとに更新申請を行い、審査を受けることとする。但し認定期間中であっても認定に対する要件をみたさなくなつた場合はすみやかに学会に報告し、認定解除の指示に従わなければならない。

認定施設基準

1. 「口腔ケア認定施設」を申請する機関は以下の事項をみたさなければならない
 - 1) 必要に応じて口腔ケア指導者のコンサルトを受ける体制がとられていること
 - 2) 3級以上の認定資格者が常勤しており、常に日常業務としての口腔ケアの質が保たれていること
 - 3) 口腔ケアに関する研究会や勉強会、カンファレンスが定期的に行われていること
 - 4) 施設内のすべての医療者に対して口腔ケアの実施、啓発が十分行われていること
 - 5) 口腔ケアに関する学術図書等が常備されていること
 - 6) 施設より口腔ケアに関する学会発表や論文発表が行われていることが望ましい
 - 7) 医療安全に関する配慮が十分になされていること

2. 「口腔ケアチーム」の名称を使用する場合
上記1に加えて、
 - 1) 常勤または非常勤で歯科医師、歯科衛生士が各1名以上配置され、専門的口腔ケアが実施されていること
 - 2) 各科との連携がとれており、カンファレンス、勉強会、研修会が定期的に行われていること
 - 3) 常勤または非常勤の口腔ケア認定指導者がおり、口腔ケアの実施についての質が保たれていること

3. 「口腔ケアセンター」の名称を使用する場合
上記1、2に加えて、
 - 1) 当分の間は、口腔ケアの認定資格3級以上の常勤者がおり（但し2級以上の常勤者がいることが望ましい）、口腔ケアセンターのスタッフは原則認定資格4級以上の有資格者であり、施設内のすべてにおける口腔ケアの質が保たれていること
 - 2) 口腔ケアの認定資格を有する歯科医師、歯科衛生士が各2名以上常勤して、施設内で専門的口腔ケアが適正に行われていること
 - 3) 本学会ならび施設内の各科、各職域との連携がとれており、カンファレンス、勉強会、研修会が日常的に行われており、学会発表、論文発表が活発に行われていること

附則)

上記に加えて、審査料ならび認定登録料を適切に納入していること

1 審査料は当分の間は以下の如くとする

- ① 口腔ケア認定施設 2万円
- ② 口腔ケアチーム 2万円
- ③ 口腔ケアセンター 3万円

2 5年間の認定登録料

- ① 口腔ケア認定施設 3万円
- ② 口腔ケアチーム 4万円
- ③ 口腔ケアセンター 5万円

(認定施設の申請方法)

- 1 認定施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に審査料を添えて、提出しなければならない
 - 1) 認定施設認定申請書様式 1 各種
〈注〉「口腔ケア認定施設用(様式 1-1)」「口腔ケアチーム用(1-2)」「口腔ケアセンター用(1-3)」がありますので、申請する種類の申請様式をご使用ください
 - 2) 認定施設内容説明書様式 2
 - 3) 口腔ケア認定指導者勤務証明書様式 3
ならびすべての認定資格者の認定証の写し
 - 4) 最近 1 年間の口腔ケア実績調書様式 4
 - 5) 口腔ケア組織様式 5
 - 6) 口腔ケアの活動内容方向書様式 6
 - 7) 実地調査協力内諾書様式 7
 - 8) 施設概要様式 8
 - 9) 常備図書、雑誌等の概要様式 9
 - 10) 口腔ケアで使用可能な診療設備の概要様式 10
 - 11) 認定後 5 年間の行動目標様式 11
 - 12) 審査料 振替払込請求書兼受領証の写し様式 12
- 2 認定施設審査会は、必要に応じてその他資料等の提出を求めることができる

(審査ならびに認定、認定中調査改善勧告)

- 1 認定施設の審査は、申請書類審査および必要に応じて実地調査等を行うものとする
- 2 認定施設については、審査会が認定施設としての適否を申請書類および必要に応じて実地調査等を行い判定し、その結果を理事会に答申するものとする
- 3 但し、認定期間中に適宜実地調査等を行い、問題点があれば改善の指導、勧告を行い、改善されないときは資格取消をする場合がある
- 4 審査・認定の業務は、日本口腔ケア協会ならび日本医学歯学情報機構が協力し行うこととする

(審査料ならび認定登録料)

- 1 「口腔ケア認定施設」の審査料は 2 万円ならびに 5 年間の認定登録料は当分の間 3 万円とする
- 2 「口腔ケアチーム」の審査料は 2 万円ならびに 5 年間の認定登録料は当分の間 4 万円とする
- 3 「口腔ケアセンター」の認定施設の審査料は 3 万円ならびに 5 年間の認定登録料は当分の間 5 万円とする

(認定施設の認定取消)

認定施設が次の事項に該当するとき、認定を取消す

- 1) 口腔ケアチーム、口腔ケアセンターにおいて認定指導者が 2 年を超えて不在の場合
- 2) 3 級以上の認定資格者が 1 年を超えて不在の場合
- 3) 更新期日を超えて 1 年以内に更新を行わなかったとき
- 4) 申請書類等に重大な誤りがあったとき
- 5) その他、認定施設としてふさわしくないと判定されたとき